

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年11月8日)

開催日及び場所			令和元年 9 月 6 日（金曜日）政策統括官第 2 会議室	
委員			荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士） 大森啓子（弁護士）	
審議対象期間			平成 3 1 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 3 0 日	
審議対象案件			422 件 うち、 1 者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 2 件 (抽出率 1 %) (抽出率 33 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 — %)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	4 件 うち、 1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	1 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 （第47回 令和元年9月6日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 精米の品質分析業務請負契約【整理番号1】 (業務概要) ○備蓄した米を5年後に販売するということだが、この間一部、精米で備蓄するということか。備蓄途中でこの品質分析業務をする必要があるのか。 ○1者となった要因として、食味評価分析で20名以上の食味評価者の確保が困難だったということと言われたが、要件が経験者となると人員の確保が現実的に難しいのか。 ○食味評価者の20名は以前からの要件なのか。なぜ、20名なのか。	○平成24年度から政府備蓄米の一部を活用して、試験的に精米形態（無洗米）で備蓄を実施している。 精米備蓄のより効率的な可能性を検討するために、備蓄開始から一定期間経過後の米について、理化学分析（水分、脂肪酸度、濁度の測定）及び食味評価分析を行うことにより、精米形態での長期間保存に伴う品質の低下に対する定量的な評価を行うため、一般競争入札により「精米の品質分析業務請負契約」を行ったが、応札者は1者であった。 ○備蓄自体は従前から実施しているが、平成24年からは、一部をすぐに炊ける形の精米で備蓄をするということで、精米備蓄事業が始まった。 ただ、我々は、玄米での備蓄の知見はあるが、精米備蓄では食味に耐えられるものが精米としてどれくらいもつかなどについての知見はなかった。このため、当該事業で理化学分析や食味評価分析を行う必要があった。 ○米の食味検査については、今まで最大で3者が手を挙げてきた。一定程度、食味の試験を行った経験がある者はいる。ただ、全体的には経験がある者は少ない可能性もあることから、この要件を緩めると応札者は増えるのかも知れない。しかしながら、しっかりとした分析結果を得るために緩めることは難しいと考えたところ。 ○過去、食糧庁時代の米の食味試験を24名で実施していた。また、食味試験（食味ランキング）を行っている穀物検定協会では20名。民間では、大体20名前後で行っていると聞いていることから、平均的として20名以上とした。

○入札の参加資格の対象範囲を広くするという ことで、参加者の規模要件（A ランクから D ラン ク）を限定しないということか。 ○この事業は元年度で終わるということだが、評 価、知見は得られたのか。	○然り。対象者は全員となる。 ○結果としては、今、まさに更新の考え方に使っ ている。政策的には、12カ月が精米として備蓄で きる範囲と考えている。
2 輸入麦買入委託契約 食糧小麦カナダ産 1 CW【整理番号 45】 (業務概要) ○商社等が麦を外国から輸入して国内に販売す る場合、国を通さないといけないのか。 ○麦の買入数量は、需要に対応していると思う が、主要食糧の需給の安定という目的からする と、米だけではなく小麦も相当重要なことから、 政府で備蓄しているのか。 ○買入数量の決め方は備蓄を含めたものとなっ ているのか。	○国は食糧法に基づいて、外国産麦を国家貿易に より、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアの 3 カ国から輸入している。 国が麦を輸入委託する者として、安全かつ良品 質な輸入麦の安定供給を確保する観点から、一定 の資産・信用、経験等の要件を満たし、契約が確 実に履行できる能力を有すると判断した輸入業者 を、競争入札の有資格者（現在12社）として指定 し、原則、毎月複数回、有資格者に対して指名競 争入札を実施し、その落札者と委託契約を締結し ている。 買入委託契約では、輸出国における麦の買付け から、我が国の所定の引渡場所へ搬送するまでの 業務、その他付随する業務を輸入業者に委託して いる。 今回の契約案件は、食糧小麦カナダ産 1 CW（3 万7,293トン）の買付け、本邦輸入港引渡場所への 搬送で応札者は7 者。 ○国家貿易で輸入する枠組みの他に、民間の会社 が関税を支払って直接輸入することも可能であ る。 ○平成22年10月に制度の見直しが行われ、国は、 麦を輸入と同時に製粉事業者等に販売する一方、 製粉企業が、輸入麦を一定期間、備蓄した場合、 その保管料の一部を助成する事業を行っている。 ○製粉会社が一定水準以上の備蓄数量も考慮し て、買入数量を申し込んでいると承知している。

○競争参加資格は、毎年見直しがあるのか。 ○国は輸入麦を買い入れ、売渡すことによって利益が出ているのではないか。	○競争参加資格は最大3年間有効となっている。また、毎年1月に公示を行い、新規の事業者を募集している他、随時の受付も行っている。 ○輸入麦は、売渡時に買入価格にマークアップ(政府管理経費および国内産小麦の生産振興対策に割り当てる経費)を上乗せして売却しており、利益となった部分は、国内産麦の振興という別の制度に活用している。
3 令和元年産政府備蓄米買入契約【整理番号46】 (業務概要) ○応札者67者とあるが、このうち何者が落札したのか。 ○落札者は63者、備蓄米買入契約の件数を見ると63者以上あるがどういう仕組みになっているのか。 ○入札参加資格の要件の年間の米穀の取扱量100トンは、誰でも売れる程度か。	○政府米の備蓄は、10年に一度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準として、適正備蓄水準を100万トン程度として運用している。 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上備蓄を実施している。 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン程度を買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却している。 備蓄米の買入れは、年間の米穀の取扱量が100トン以上の者を要件として一般競争入札で行った。第1回入札の応札者数は67者。 ○落札者は63者。 ○備蓄米は、複数落札入札制度により入札を実施しており、産地ごとに設定した買入数量枠に対して、有資格者が応札する仕組み。応札単価が、予定価格の範囲内のうち、低価の応札者から、その買入数量枠が満たされるまで、複数落札される。 契約締結は、落札ごとに行うため、落札者よりも契約件数が増えることとなる。 ○米穀の集荷業者であれば、要件は満たせる数量となる。生産者であっても、数件まとまれば、要件を満たせる数量となる。

○入札方法は電子入札か。	○令和元年産は、紙の入札で行っており、2年産から電子入札になる。
4 政府所有米穀の販売等業務に関する調査等委託事業【整理番号 409】 (業務概要) ○この事業の趣旨で、安全性の信頼に影響を与えかねない不適正事案が発生したとあるが、どういう内容か。 ○倉庫業者が、不適切なことをやっていたのであれば、本来であれば、この受託事業対象者がきちんと目を配る必要があるのではないか。 ○今後、それを防止するためには、責任追及を事後的にやるだけではなくて、事前防止のために、第三者機関による調査を実施するという事か。 ○提案書には平成 30 年も同じような調査を実施した実績があるかを求めているが。 ○第三者機関がそこまでやる必要があるのか。受託事業体に事業を委託しているので、受託事業体の責任において、それをやらせるようにすればいいのではないか。	○政府所有米穀の販売等業務を、受託事業体という業者や共同事業体に包括的に委託している。 その委託している受託事業体が、きちんと保管管理、運送業務、カビ確認業務等を行っているのか、また、地方農政局の国の機関が現在、指導、監督をやっているが、それを外部の視点から第三者的な視点から見るとのこと。そして一部を委託して指導監督をやっていただき、行政コストの削減等、販売等業務の効率化を通じた円滑な備蓄の運営を図るための調査委託事業である。 入札は、調査等委託事業ということから、一般競争契約の総合評価落札方式で行い、応札者数は1者でその1者が落札した。 ○受託事業体が保管していた政府米を、食用不適となったことを報告せず販売していたということ。 ○国が行って調査したときに、発見できたかもしれない部分もあることから、双方に第三者的な立場として入れて調査を行うのが今回の事業である。 ○然り。それに加えて、受託事業体への検査と、国に対する評価を実施する。 ○直近で同様の調査の実績の有無を企画提案書の項目で求めており、受託事業体独自で第三者において保管業者の検証をした実績があったということ。 ○契約では、受託事業体も履行確認をするようになっている。並行して国も政府所有米穀がきちんとと保管管理、品質管理ができているかというものを、自ら履行確認を行っている。 この調査委託事業は、国の業務を一部、第三者

○落札は1者となったが、今後に向けた対応策は。	に委託するとともに、今やっている国の履行確認事業など、受託事業体が自らの採択先を履行確認するものを効率的にできないかという、コスト的な評価もしてもらおうということで、この事業を実施している。 ○検討策として次年度において、①各農政局単位に分割した一般競争入札とする。②業務実施者の区分（保管業者、運送業者、カビ確認業者、とう精業者、流通不適米穀の処理業者）ごとに、業者単位を区分とした、分割した一般競争入札の実施。 また、競争参加資格の要件の緩和や、再委託を認めるということも含めて、応札しやすい競争条件に改めるということを検討している。 その他、業務実施者の区分（保管業者、運送業者、カビ確認業者、とう精業者、流通不適米穀の処理業者）ごとに、分割した一般競争入札の実施。 さらに競争参加資格の要件を緩和と、再委託を認めるということも含めて、応札しやすい競争条件を改めるということを検討している。
5 令和元年度政府所有米穀の販売等業務委託契約【整理番号 414】 (業務概要) ○委託事業者は、同時に入札して、その中から3者選択するということか、それは例えば地域別でということか。	○当該委託事業は、平成22年9月までは、買入れた国産米と輸入米を国が直接保管や運送、とう精、カビ確認の業務を事業者と契約を結び、管理から販売まで行っていたが、22年10月以降は、この業務を包括的に民間事業者3者に委託(6年間)して業務を行っている。 競争は一般競争契約で4者から応札者があり3者落札した。 ○入札は同時に行い、入札者から複数者を選定することとしている。 具体的には、「取扱手数料」、「保管経費」、「加工原材料用運送経費」、「飼料用運送経費」の4つの項目の単価及び「取扱希望数量」を入札させ、予め提示した計算式に基づき算出した金額の最も低い者から順番に「取扱希望数量」の合計が「委託予定数量」に達するまでの者を落札者として選定している。

○契約書に記載されている契約金額が3者とも同じ額となっているのは何故か。	○本契約は単価契約であるため、契約書には支払限度額として、当年度の予算額を3等分した金額を3者の契約書に記載しているため。
○3者選ぶというのは、あらかじめ決めているのか。	○3者に限定はしておらず、入札者の「取扱希望数量」が「委託予定数量（60万トン）」に達するまで複数者を選定することとしている。 なお、「取扱希望数量」は上限を20万トンとしているため、上限数量の20万トンで各社が応札した結果として、これまでは3者を選定されているところ。
○最も安価な落札者が全量を全部委託すれば、一番安く済むのではないか。	○落札者が1者、当該者が何らかの理由により管理できなくなれば、政府所有米穀の管理に空白期間が生じることとなる。 このため、危険分散の観点から複数者と契約を締結することとしている。

（注）予定価格が類推される内容は除いています。